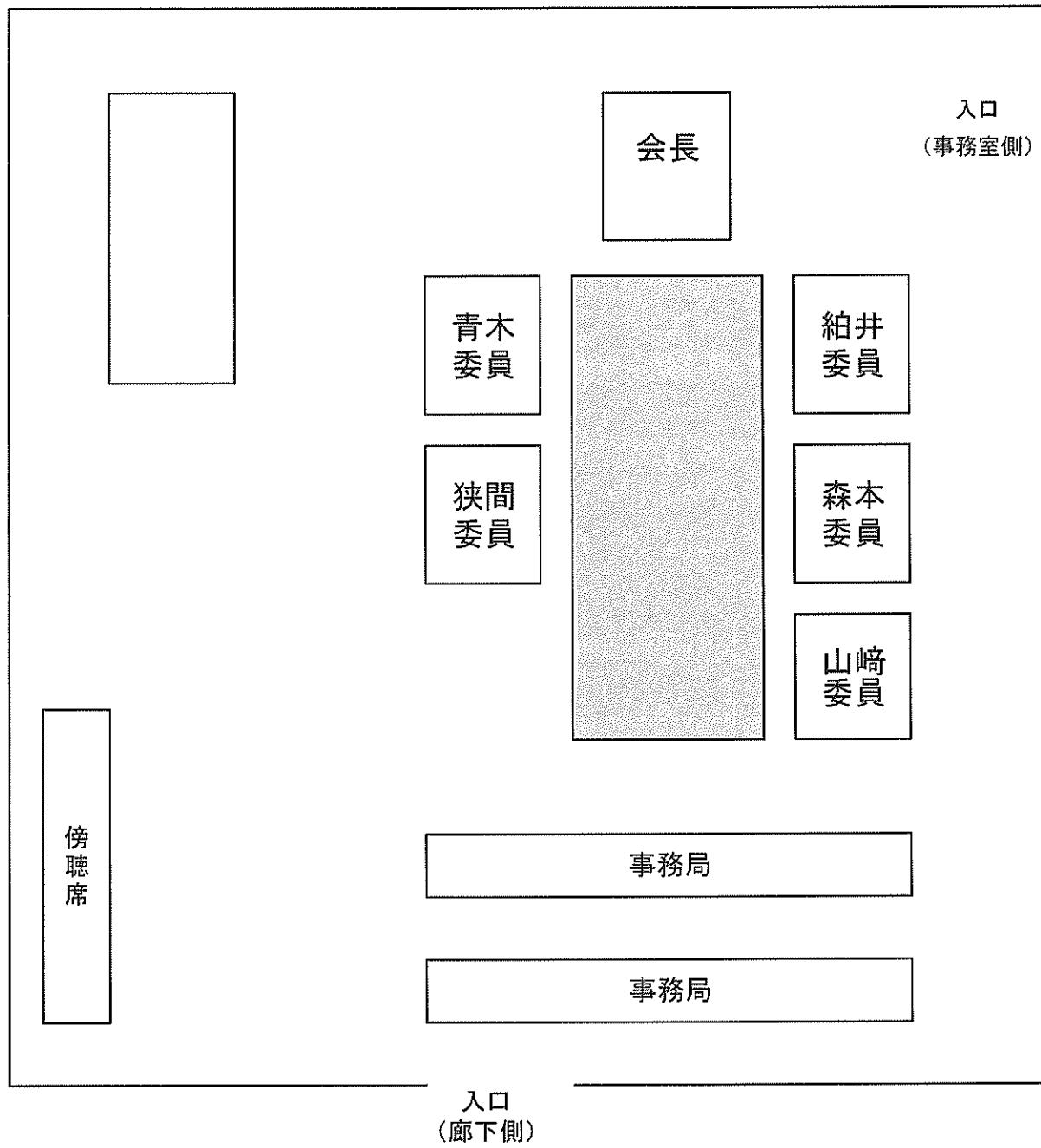


## 奈良県公契約審議会 座席表

平成30年2月22日(木)  
奈良県庁 会計管理者室



## 奈良県公契約審議会委員名簿

任期 平成29年5月1日～平成31年4月30日（2年間）

（ふりがな） 委 員 氏 名	当初就任日	出身団体の役職名等
（あおき としひこ） 青木 利彦	平成29年5月1日	奈良労働局 労働基準部長
（かせい ただし） 紺井 憲	平成27年5月1日	一般財団法人 南都経済研究所前会長
（はざま かよこ） 狭間 香代子	平成28年4月1日	関西大学 人間健康学部教授
（もりもと てつじ） 森本 哲次	平成27年5月1日	奈良県教育委員
（やまざき やすこ） 山崎 靖子	平成27年5月1日	古都の風法律事務所 弁護士

(五十音順)

## 資料2-①

平成二十六年十月二十四日  
奈良県規則第三十四号

### 奈良県公契約審議会規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、奈良県公契約条例（平成二十六年七月奈良県条例第十一号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定に基づき、奈良県公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- 一 条例第二条第二号に規定する特定公契約の種類及び金額
- 二 奈良県公契約条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十三号。以下この条において「施行規則」という。）第五条第一項に規定する評価
- 三 施行規則第五条第二項に規定する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、条例及び施行規則に関し重要な事項

#### (組織)

第三条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

#### (任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに審議会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。  
3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。  
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
5 前項の場合においては、会長は、議決に加わる権利を有しない。

#### (秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (庶務)

第八条 審議会の庶務は、会計局総務課において処理する。

#### (その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 奈良県公契約審議会運営要領

平成28年6月29日審議会決定

### 1 趣旨

奈良県公契約審議会規則（平成26年10月奈良県規則第34号）第9条の規定に基づき、奈良県公契約審議会の運営に関し次のとおり定める。

### 2 審議会の公開又は非公開

奈良県公契約審議会の会議は、原則として公開するものとする。

### 3 会議開催の周知

(1) 会議を公開するに当たっては、審議会等の会議の公開に関する指針に基づいて、会議の開催の周知をする。

#### (2) 周知事項

- ア 会議の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手続き
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

### 4 公開の方法

(1) 審議会の会議の公開は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県公契約審議会傍聴要領」を、別紙のとおり定める。

(3) 傍聴による手続は、(2)の「奈良県公契約審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

### 5 議事録

(1) 審議会においては、議事録を作成する。

(2) 議事録は、原則として公開とする。

(3) 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の日時及び場所
- イ 出席委員及び欠席委員の氏名
- ウ 議事内容
- エ その他

(4) 会長及び会長が会議において指名する委員2名は、議事録に署名する。

(5) 議事録は、複写したものを委員に配布する。

(6) 議事録を奈良県ホームページに掲載する。

(7) 議事録の様式については事務局に一任する。

### 6 運営要領の疑義

この運営要領に関し疑義が生じたときは、会長がこれを決める。ただし、異議があるときは、委員会の議決によるものとする。

# 奈良県公契約審議会傍聴要領

奈良県公契約審議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

## 2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

## 奈良県公契約条例の概要

### 目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 公契約の定義

- 県が発注する建設工事の請負契約
- ②県が業務を委託する契約
- ③県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

### 基本方針

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されることは、その締結及び履行に当たつては、適切かつ公正に行わなければならない。

### 責務

(県の責務)  
県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

(受注者等の責務)  
受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

### 基本方針

- (1) 社会的価値の評価  
公契約の相手方の選定に対する寄与の程度を勘案すること。
- (2) 法令の遵守  
公契約の履行に当たつては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。  
ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。  
イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

### 社会的価値の評価

#### 評価項目の種類

評価方法	
建設工事	業者格付け時
業務委託	特定公契約の評価時
指定管理	総合評価入札の評価時
(下記業務)	特定公契約の公募に係る審査時

各項目の該当状況により加重評価

※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

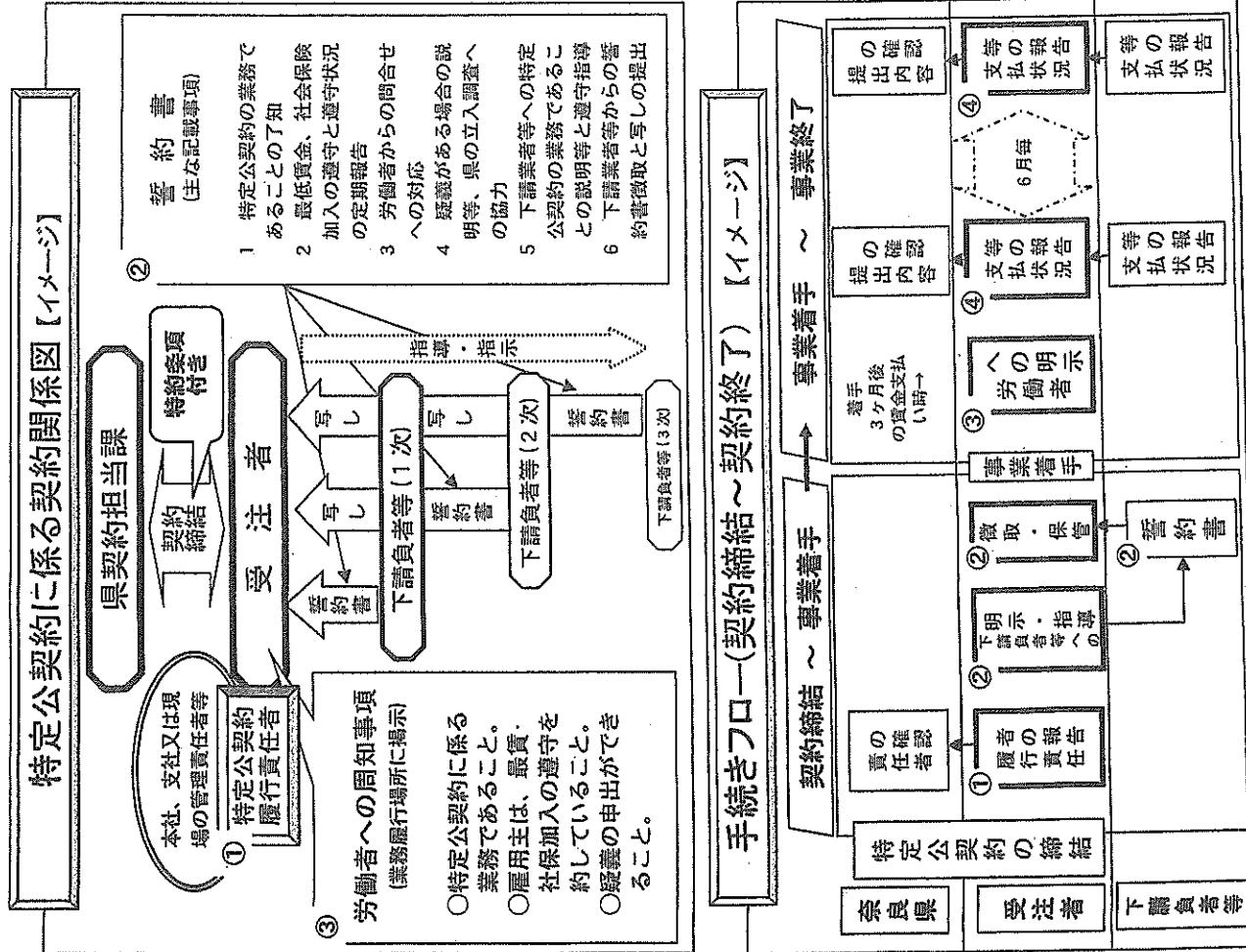
### 法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定公契約の受注者は、当該業務に従事する労働者にについて、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

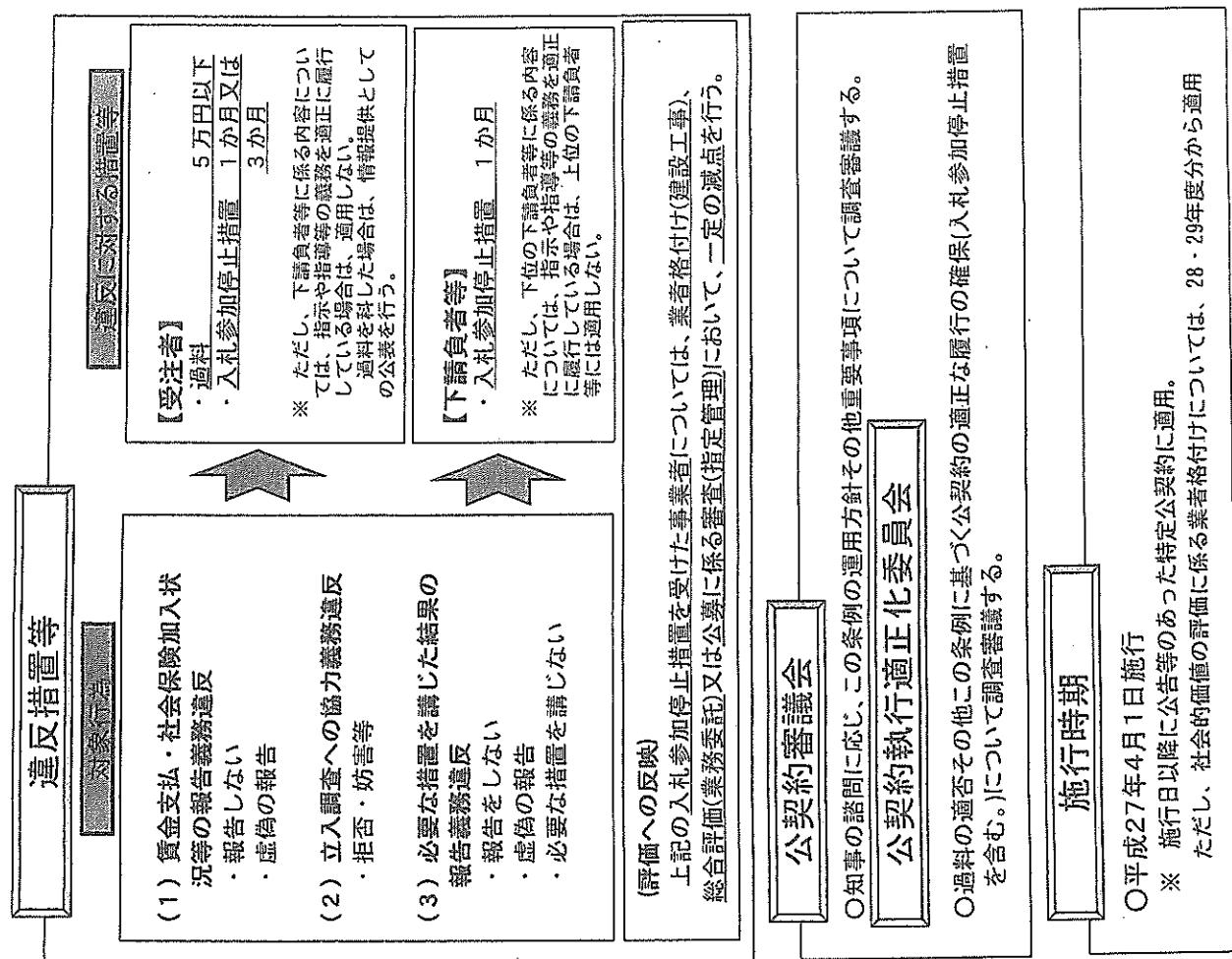
遵守事項	
建設工事	最低賃金、社会保険加入への遵守
業務委託 (下記業務)	●条例に基づく諸手続き ①履行責任者の選任・報告 ②下請負者等への明示及び指導 ③労働者への明示 ④定期の支払賃金等の報告 ⑤疑義がある場合の説明等 ⑥立入調査への協力 ⑦必要な措置の結果報告
指定管理 (下記業務)	

【業務委託及び指定管理に該当する業務の範囲】  
次の業務のいずれかを含む内容の公契約(契約期間が6ヶ月を超えるもの)  
ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務・警備業務・機械清掃業務を除く  
イ 車両管理業務、受付業務、案内業務、電話交換業務  
乙 廉が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

## 要約の概例



特定公契約に係る契約關係 [イメージ]



※ 報告の対象となる範囲：経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く場合

# 奈良県公契約条例の実施状況について

## 1 公契約条例の要点

### 公契約条例の対象

建設工事	予定価格 3億円以上
業務委託	予定価格 3千万円以上
指定管理	委託料上限額 3千万円以上

### 実現すべき事項

(1) 法令の遵守	確認対象	確認方法
遵守事項	受注者 (下請業者を含む)	賃金支払報告書 により確認
<b>◆最低賃金の遵守</b>		
<b>◆社会保険加入の遵守</b>		

### (2) 社会的価値の実現

実現方法	
建設工事	業者格付け時に評価
業務委託	総合評価入札時に評価
指定管理	公募に係る審査時に評価

①「奈良県社員・シャイン」  
職場づくり推進企業

②障害者雇用

③保護観察対象者等雇用

## 2 実施状況 (Output)

H29年10月31日現在

### ◆ 契約件数

**42件**

・建設工事 **42件**  
(27年度:16件, 28年度:18件, 29年度:8件)

**14件**

・業務委託 **14件**  
(27年度:1件, 28年度:8件, 29年度:5件)

### ◆ 指定管理

**2件**  
(27年度:0件, 28年度:2件, 29年度:0件)

上記のうち

### ◆ 賃金支払報告書 提出済

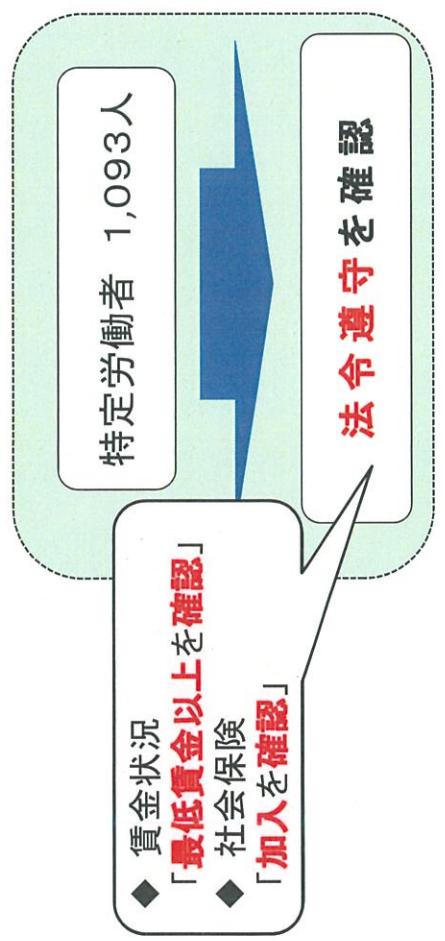
・建設工事 **33件(981人)** (延べ65回, 1,129人)

・業務委託 **11件 (78人)** (延べ24回, 168人)

・指定管理 **1件 (34人)** (延べ 3回, 102人)

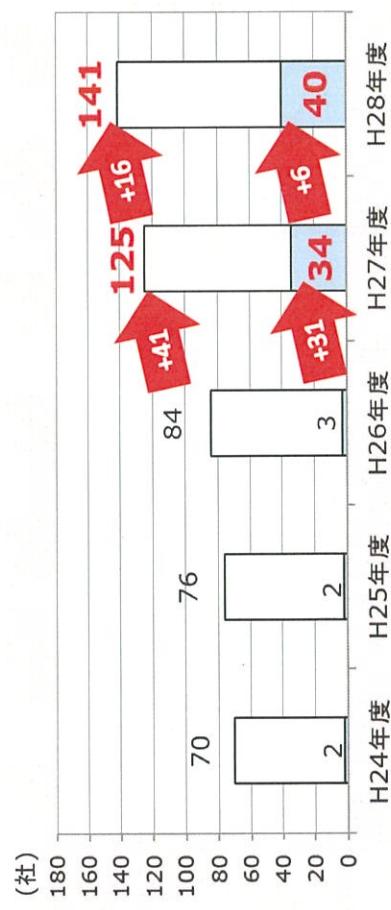
### 3 効果測定 (Outcome)

#### (1) 最低賃金・社会保険加入の遵守



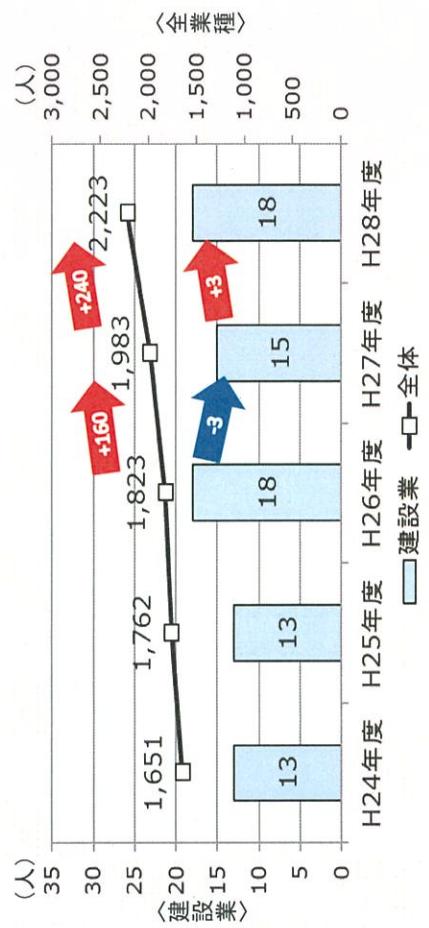
#### (2) 社会的価値の実現

#### ①社員・シャイン職場づくり 推進企業 登録社数



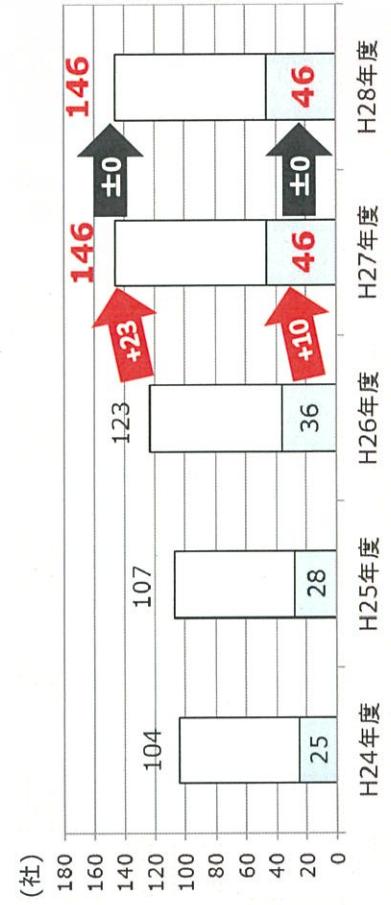
**条例の効果が認められる**

#### (2) 障害者雇用



**条例の効果の可能性**

#### ③保護観察者等の 協力雇用主数

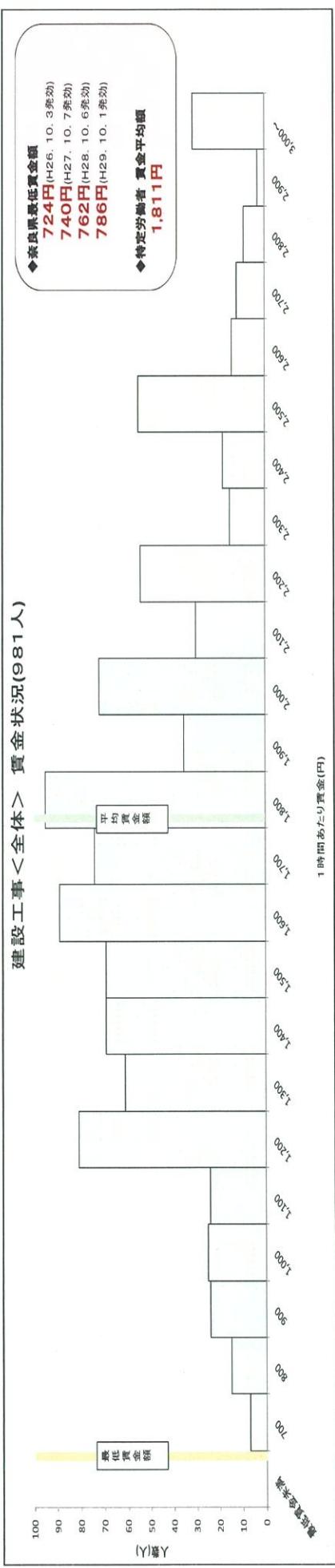


**条例の効果の可能性**

# 奈良県公契約条例にかかる賃金状況報告について

## 建設工事における賃金支払状況分布表

H29年10月31日現在

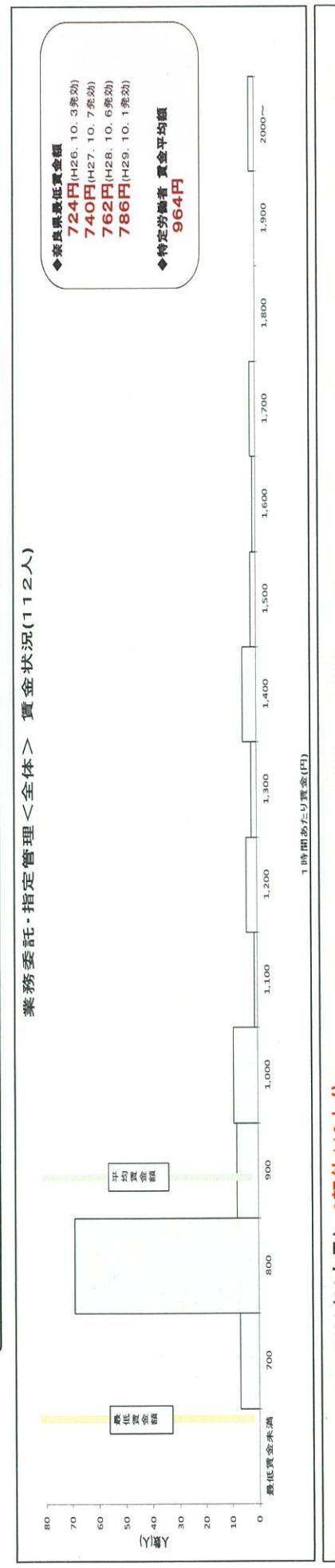


\*実績：H27～H29(30カ月) **33契約981人分**

\*対象者職種：軽作業員、普通作業員、造園工、ダクト工、配管工、保温工、設備機械工等

## 業務委託・指定管理における賃金支払状況分布表

H29年10月31日現在



\*実績：H27～H29(30カ月) **8契約112人分**

\*対象契約：  
 ①奈良県中央卸売市場総合管理業務委託(H27年度契約)  
 ②奈良県中央卸売市場総合管理業務委託(H27年度契約)  
 ③中和幹線包括的道路維持管理業務委託  
 ④奈良県外國人観光客交流館運営業務委託(H29年度契約)  
 ⑤奈良県外國人観光客交流館運営業務委託(H28年度契約)  
 ⑥奈良県立登美学校給食業務委託  
 ⑦奈良県公團移動円滑化支援事業(主づき)(駐車場予約システム)  
 ⑧奈良県障害者総合支援センター・県営福祉アーバン体験センター

## 平成29年度 特定公契約該当契約(平成29年度中の契約)

平成29年12月31日現在

公契約区分	特定公契約該当要件	特定公契約該当件数
建設工事	3億円以上	12件
業務委託	3千万円以上、該当業務	8件
指定管理	3千万円以上、該当業務	1件

平成29年度 特定公契約（予定価格3億円以上）該当契約 取りまとめ

契約の種別	
建設工事	

特定公契約 平成29年度契約 12件

契約(予定)名称	入札(公告)予定期	契約(予定)期間	単位予定	契約金額	部局	参考
1 (仮称)豊大路ターミナル新築工事(建築工事)(社会資本)(主プロ)	H29.3月	H29.7月	H30.12月	2,047,728	まちづくり推進局	營繕課
2 天理ダム洪水調節放流設置機械設備工事(天理ダム貯水池保全事業)	H29.4月	H29.7月	H31.2月	450,360	国土マネジメント部	河川課
3 一般国道168号 阪本工区(仮称)阪本トンネル南抗口鋼製栈道工事(地域連携道路事業)(南部・東部)(南部)	H29.4月	H29.7月	H31.2月	324,960	国土マネジメント部	道路建設課
4 (仮称)豊大路バスターミナル新築工事(機械設備工事)(県府周辺地区交通環境整備事業(社会資本)(主プロ))	H29.3月	H29.7月	H30.12月	410,943	まちづくり推進局	營繕課
5 (仮称)豊大路バスターミナル新築工事(電気設備工事)(県府周辺地区交通環境整備事業(社会資本)(主プロ))	H29.3月	H29.7月	H30.12月	464,400	まちづくり推進局	營繕課
6 寺川 佛生井堰下部工事(防災・安全社会資本整備交付金事業(広域河川))	H29.7月	H29.10月	H31.7月	290,958	国土マネジメント部	河川課
7 曽我川 豊井手井堰下部工事(防災・安全社会資本整備交付金事業(広域河川))	H29.7月	H29.10月	H31.6月	298,531	国土マネジメント部	河川課
8 浄化センター3号焼却施設長寿命化対策工事((防災・安全交付金事業))	H29.8月	H29.11月	H31.12月	469,800	国土マネジメント部	下水道課
9 净化センター1系反応槽散気装置更新工事(社会資本整備総合交付金事業)	H29.9月	H29.11月	H32.2月	421,435	国土マネジメント部	下水道課
10 (仮称)奈良県国際芸術家村造成工事	H29.9月	H29.12月	H31.3月	447,018	地域振興部	国際芸術家村整備推進室
11 第二淨化センター水処理高圧受変電設備等更新工事(防災・安全交付金事業)	H29.8月	H29.12月	H33.1月	996,613	国土マネジメント部	下水道課
12 主要地方道牧方大和郡山線(仮称)石木2号橋橋梁上部工事(社会資本整備総合交付金事業(道路改良))	H29.11月	H30年2月議会議決後	H31.6月	国土マネジメント部	道路建設課	

平成29年度 特定公契約（予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの）該当契約

契約の種別	業務委託
-------	------

特定公契約 平成29年度実績 3件

契約(予定)名称	入札(公告) 予定期	契約(予定)期間 開始年月日 終了年月日	契約金額	[委託・指定管理のみ] 契約内容		契約担当課 部局	所轄
				外業者 (①～⑤)	内業者 (⑥～⑯)		
1 奈良県立美學園給食業務委託	H28.12月	H29.4月	100,697	⑦給食調理		健康福祉部	障害福祉課
2 奈良県営輪開催業務等包括委託	H28.12月	H29.4月	2,285,730	①清掃 ②警備 ③駐車場管理 ④受付、案内 ⑤宿泊 ⑥電話交換	⑨設備保守・運転 ⑩施設運営 ⑪施設物処理 ⑫医療事業客 ⑬電算データ入力	産業・雇用振興部	地域産業課
3 奈良公園移動円滑化支援事業(主プロ)・駐車場予約システム「16-型」-2	H29.1月	H29.4月	79,996	③駐車場管理	⑩施設運営 ⑪その他	まちづくり推進局	奈良公園室
4 奈良県外国人観光客交流館観光案内等運営事業	H29.2月	H29.4月	529,063	①清掃	⑩施設運営	観光局	観光プロモーション課
5 馬見丘陵公園管理業務	H29.3月	H29.4月	36,200	③駐車場管理 ④受付、案内	⑩施設運営	まちづくり推進局	馬見丘陵公園館
6 奈良県中央卸売市場総合管理業務委託	H29.12月	H30.11月	72,900	①清掃 ②警備	⑨設備保守・運転	農林部	中央卸売市場
7 奈良県立奈良西垂穂学校給食調理業務委託	H29.11月	H30.1月	37,498	⑦給食調理		教育委員会事務局	保健体育課
8 県立西和養護学校給食調理業務委託	H29.11月	H32.7月	38,130	⑦給食調理		教育委員会事務局	保健体育課

平成29年度 特定公契約（予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの）該当契約

契約の種別	指定管理
-------	------

契約(予定)名称	入札(公告) 予定期	契約(予定)期間 開始年月日 終了年月日	契約金額	[委託・指定管理のみ] 契約内容		契約担当課 部局	所轄
				外業者 (①～⑤)	内業者 (⑥～⑯)		
1 平城宮跡歴史公園の指定管理に関する基本協定	H29.4月	H29.12月	676,000	①清掃 ②警備 ③駐車場管理 ④受付・案内	⑨設備保守・運転 ⑩施設運営	まちづくり推進局	平城宮跡事業推進室

## 障害者雇用率変更に伴う社会的な価値の評価基準について

5

正改の準基価評

三

行現

現行：障害者法定雇用率2%

評価の方法等

1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	評価結果
雇用の実現度合い 及び推進企業登録 の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに 登録のある場合 登録なし	20 0	
雇用人の登録状況	<p style="text-align: center;"><b>法定雇用率2%</b></p> <p>法定事業者 常用雇用労働者数 50人以上の場合は、労働者数×法 定雇用率（小数点以下切り捨て）と の比較</p> <p>障害者の雇用の状況</p> <p>・その他の事業者（常用雇用労働者 数50人未満）の場合、障害者雇用 の有無</p>	<p style="text-align: center;">雇用率が3%を上回る ・障害者雇用が法規報告書①欄が3%以上の場合</p> <p>不足人數なし ・障害者雇用が法規報告書①欄が0の場合</p> <p>不足人數あり ・障害者雇用が法規報告書①欄に数値がある場合 (O. 5人も含む)</p> <p>障害者の雇用あり 障害者の雇用なし</p>	20 10 0 20 0
保護観察対象者等の 雇用の状況	協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合はあります)  更生保護法第49条に規定する保護観察 中の者、又は同法第88条に規定する更 生緊急保護中の者の雇用の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録の 有無 登録なし	2 0
		雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前日から 公告日前日までの間の雇用の有無 雇用なし	20

※配点は、1,000点満点とした場合

案  
正  
改

◆H30年4月～：障害者法定雇用率2.2%

評価の方法等

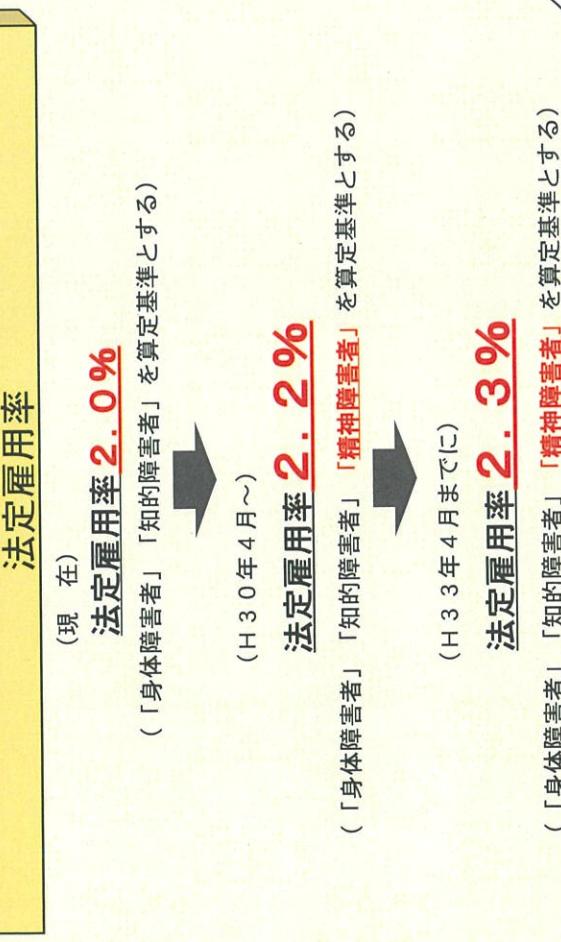
1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	評価結果
登録の有無 登録の有無	登録あり 登録なし	登録あり 登録なし	20 0
法定雇用率2.2% 法定事業者常用雇用労働者数 45人以上の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較	雇用基が3.3%を上回る ・障害者雇用状況報告書の欄が3.3%以上の場合は 不足人数なし ・障害者雇用状況報告書の欄が0の場合は 不足人数あり ・障害者雇用状況報告書の欄に数値がある場合は (O.5人も含む)	雇用基が3.3%を上回る ・障害者雇用状況報告書の欄が3.3%以上の場合は 不足人数なし ・障害者雇用状況報告書の欄が0の場合は 不足人数あり ・障害者雇用状況報告書の欄に数値がある場合は (O.5人も含む)	20 10 0
障害者の雇用の状況 障害者の雇用の状況	障害者の雇用あり 障害者の雇用なし	障害者の雇用あり 障害者の雇用なし	20 0
協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合、重複しての加算 (はありません。))	登録あり 登録なし	登録あり 登録なし	2 0
保護観察が対象者等の 雇用の状況	雇用あり 雇用なし	雇用あり 雇用なし	20 0

\*配点は、1,000点満点とした場合

## 障害者雇用率変更に伴う社会的な価値の評価基準について

### 改正内容

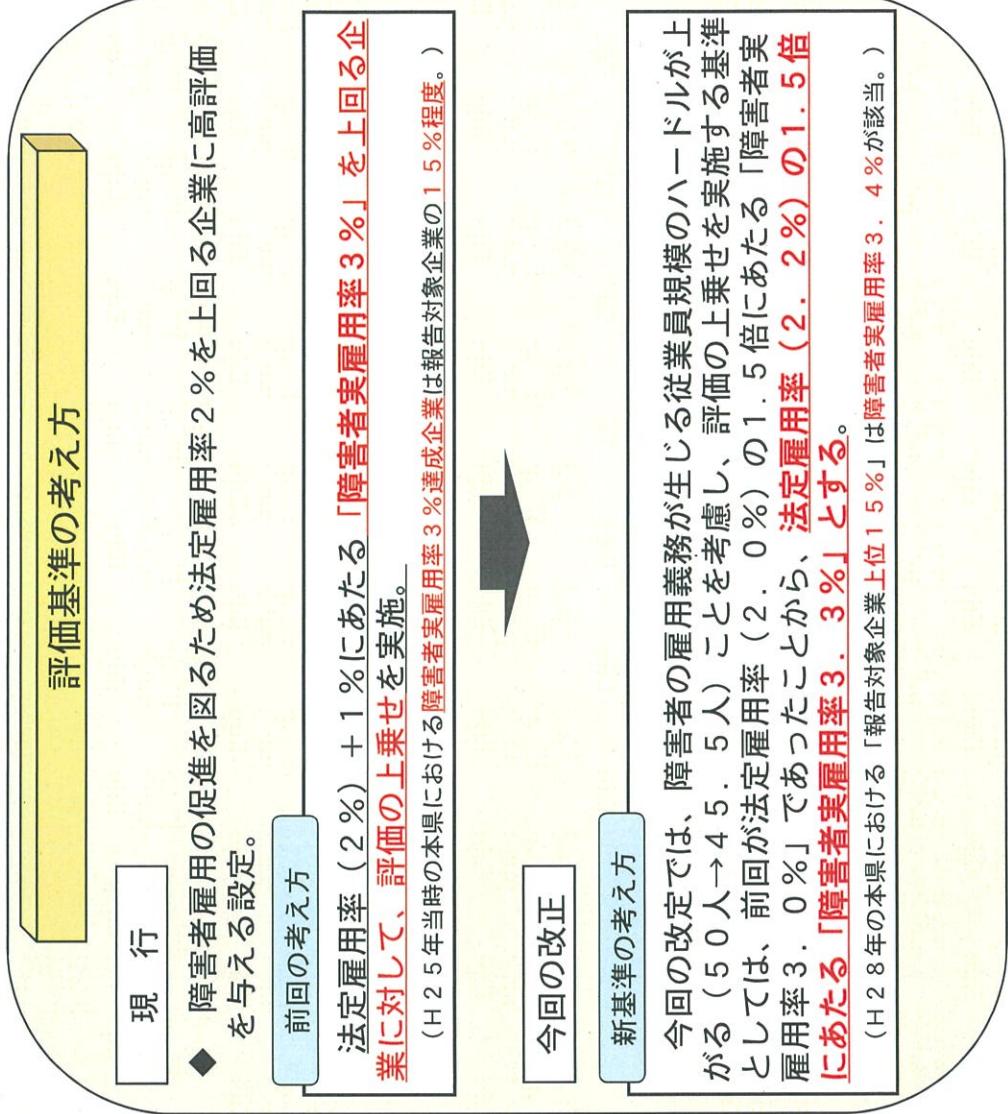
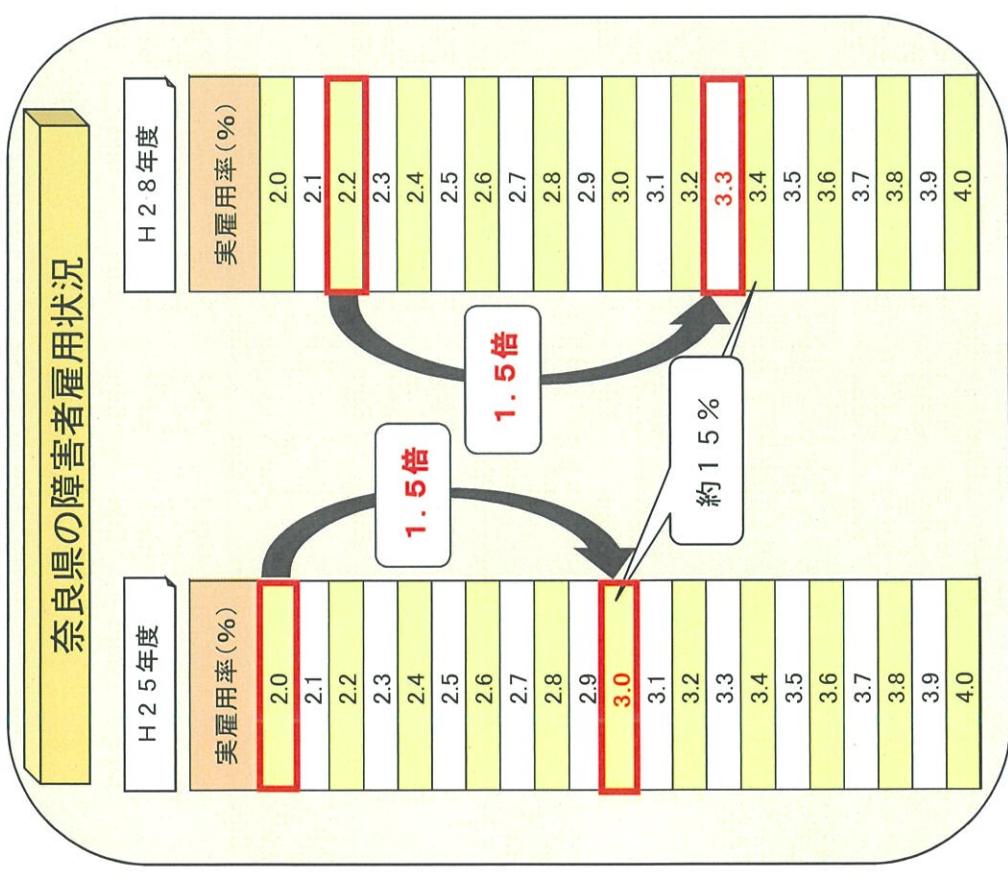


### 激変緩和措置の導入

- ◆ 今回の改定では、新たに「精神障害者」を算定基準に入れることから法定雇用率が2.4%となるが、企業の**負担等に配慮し**、従来の算定方法ではなく、障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して定めることを可能としている。
- ◆ これまでの法定雇用率の引き上げ幅（0.1～0.2%）や今後の実雇用率の見通し、働き方改革実行計画等を踏まえ、法定雇用率は段階的に引き上げられることとなっている。
- ◆ H35年4月改定時は従来の算定式に基づき、改めて法定雇用率を設定する見込み。

# 障害者雇用率変更に伴う社会的な価値の評価基準について

## 評価基準の改正



現行) 雇用率が3%を上回る

改正案

(改正案) 雇用率が3.3%を上回る

## 社会的価値の勘査基準の改正における今後のスケジュール

2月22日	奈良県公契約審議会開催
3月中旬	府内全所属へ勘査基準改正について通知
3月下旬	特定公契約の受注者の対象となる事業者へ通知 対象事業者：「Q1建物管理、Q7①給食、Q7⑪洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者
4月中旬	特定公契約に係る事務手続等説明会開催 毎年度当初に行う説明会にて、平成30年度中に特定公契約に該当する業務を担当する所属を対象に、制度概要や特定公契約に係る事務手続きを中心に説明
6月1日～ 7月17日	障害者雇用状況の報告 事業者から、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)を労働局に報告。 平成30年の報告期限は7月17日。(例年は7月15日だが、平成30年は休日にあたるため)
7月18日以降	新基準の適用 (適用時期) 報告期限翌日の7月18日以降に公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用。 (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る審査時の評価基準に盛り込む。) (基準内容) 法定事業者(常用雇用労働者数45.5人以上)の場合、障害者雇用率が3.3%を上回るときは配点を20点加算し、 障害者雇用数の不足人数がないときは10点加算(それぞれ1,000点満点とした場合)する。